

社会福祉法人 別海町社会福祉協議会
ボランティア団体活動助成金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、別海町内におけるボランティア活動の振興と活性化を図るため、ボランティア活動を行う営利を目的としない団体に対して、社会福祉法人別海町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、活動費の一部を助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 助成金の交付の対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当する営利を目的としない団体とする。

- (1) 主に別海町民で構成された、別海町ボランティアセンターに登録している団体
- (2) 主な活動場所が別海町内であり、月1回程度、またはそれに相当する回数以上のボランティアに関する活動を行う団体

(対象活動)

第3条 助成金の対象となる活動は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ボランティアの質の向上を図る活動
- (2) ボランティアの普及及び啓発活動
- (3) 高齢者、障がい児者、子ども等への支援活動
- (4) その他、ボランティア活動

(対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 旅費交通費
- (2) 備品購入費
- (3) 消耗品費
- (4) 印刷製本費
- (5) 通信運搬費
- (6) 手数料
- (7) 使用料
- (8) ボランティア活動保険料
- (9) その他、本会会長が必要と認めるもの

(期 間)

第5条 この事業の期間は、1年とする。

(助成金の金額)

第6条 この事業を実施するため、1団体につき5万円を上限とし、予算の範囲内で助成する。

(助成金の交付申請)

第7条 前条の規定による助成金の交付を受けようとする団体の長は、ボランティア団体活動助成金申請書(様式1)、ボランティア団体活動計画書(様式2)、ボランティア団体活動収支予算書(様式3)、団体の役員・会員名簿(任意様式)、及び団体の規約を、本会会長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第8条 本会会長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定する。

2 本会会長は、交付決定の内容を助成金交付決定通知により、団体の長に通知する。

(助成金の交付)

第9条 本会会長は、前条の規定による交付決定を通知した団体の長から提出される請求書(様式4)により、助成金を交付する。

(活動報告)

第10条 団体の長は、年度末までに事業を完了し、30日以内にボランティア団体活動助成金報告書(様式5)、ボランティア団体活動報告書(様式6)、活動写真(3枚程度、データ可)及びボランティア団体活動収支決算書(様式7)を、本会会長に提出しなければならない。

2 助成を受けた団体は、帳簿及び領収書等の証拠書類を備え整備し、事業完了日の属する年度の翌年度から5年間保存し、本会がこれらの証拠書類の提出を求めた場合は、協力しなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 本会会長は、被交付決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り、その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (2) 助成金を対象活動及び対象経費以外の用途に使用したとき
- (3) その他、この要綱の規定に違反したとき

(助成金の返還)

第12条 本会会長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に交付された助成金があるときは、その全部または一部の返還を命ずることができる。

(余剰金の返還)

第13条 活動の縮小または中止により、助成金に余剰金が生じたときは、速やかに当該余剰金を本会会長に返還しなければならない。

(補 則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は令和 4年 4月 1日から施行する。
- 2 本要綱の施行により、施行以前からボランティア団体活動助成金を受け、施行後も引続き助成金を受ける団体のうち、助成金が著しく減少する団体においては、3年の期間を設けて段階的に減額する緩和措置を講ずる。